

## 第4章 史跡キウス周堤墓群の本質的価値と構成要素

### 1 史跡キウス周堤墓群の本質的価値

周堤墓は、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に複数の土坑墓を設けた、縄文時代後期後葉の北海道に固有の墓地遺構である。キウス周堤墓群は最大級の規模を有する周堤墓が群在する点に特徴があり、縄文時代の墓制・葬制や社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

その本質的価値は大きく以下の3点にまとめられる。

- キウス周堤墓群は、周堤の外径が最大で83m（1号周堤墓）、くぼみ底面から周堤天端までの高さが最大で4.7m（2号周堤墓）にも及ぶ大型のものを含む周堤墓が群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成していること。
- これまでの調査により、立石（石柱）を伴うものや石棒を副葬したもの、ベンガラを散布したものなど、埋葬の多様なあり方を示す土坑墓が良好に遺存することが確認されていること。
- 周堤墓群はのちに火山灰や腐植土によって覆われるが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができる。周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていること。

### 2 史跡キウス周堤墓群の構成要素

史跡キウス周堤墓群を構成する要素には、後世に保存・継承すべき「史跡の本質的価値を構成する要素」・「史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素（「史跡の本質的価値に準ずる要素」と略す場合がある。）」と、「史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）」がある。これら史跡を構成する諸要素を特定し、適正な保存管理を行うこととする（図29、表8、写真52～73・76～79）。

また、周辺地域のあり方も史跡指定地の保護にとって重要であることから、「保護を要する範囲（現時点で史跡指定地と同等の遺構の存在が確認でき、追加指定を目指す区域）を構成する要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」を特定し、史跡指定地と一体となった保存管理を目指す（図29、表8、写真74・75）。

#### (1) 史跡指定地内

##### ア 史跡の本質的価値を構成する要素

「本質的価値を構成する要素」には、周堤墓、土坑墓、通路状遺構や遺物とそれら遺構が立地する地形がある。史跡キウス周堤墓群は丘陵麓の段丘面に形成された遺跡であり、微地形は遺構と一体となって存在し、遺跡存立の重要な条件となる要素である。よって、遺構と併せて、往時の状況が遺されている地形も「本質的価値を構成する要素」として取り扱うものとする。

#### (7) 遺構（写真52～60）

- ・周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓）（9基確認）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（1条確認）
- ・土坑墓（周堤墓と同時期のもの）（3基確認）

#### (4) 遺物（写真76～79）

- ・周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒）
- ・史跡指定地の埋蔵・出土遺物（堂林式期・「三ツ谷式併行」段階）：土器、石器

#### (5) 地形（写真61～63）

- ・周堤墓等が立地する段丘地形及び介在する河道（無名川（チャシ川に東接する水路））

表8 史跡の構成要素

区 分		要 素	備 考	
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓）</li> <li>「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」</li> <li>土坑墓（周堤墓と同時期のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9基確認</li> <li>1条確認</li> <li>3基確認</li> </ul>
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒）</li> <li>史跡指定地の埋蔵・出土遺物：土器・石器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堂林式期・「三ツ谷式併行」段階</li> </ul>
		地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形</li> <li>段丘地形に介在する無名川（チャシ川に東接する水路）</li> </ul>	
	本質的価値に準ずる要素	遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺構： 竪穴住居跡・土坑墓・土坑・炉跡</li> <li>史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺物： 土器・石器</li> </ul>	
		(自然的要素)	被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	
	(その他の要素)	(自然的要素)	天然落葉広葉樹林（公有地）	
		(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡説明板</li> <li>遺構説明板</li> <li>ウッドチップ舗装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1基</li> <li>6基、4月～11月仮設</li> <li>L=360m</li> </ul>
		(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林・天然林（民有地。木材等生産林ほか）</li> <li>住宅、倉庫、土橋（水路敷架設）、コンクリート土台、エントランス舗装等</li> <li>私道、パークゴルフ場設備（看板・出入口柵）、指定林看板</li> <li>電柱、電線、水道管</li> <li>国道（337号既存指定区間）（道路附属物を含む）</li> </ul>	
	保護を要する範囲を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>周堤墓（キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓（指定地外））</li> <li>「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（指定地外）</li> </ul>	本質的価値を構成する要素に同等の要素
		地形	周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形	
(自然的要素)		被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	本質的価値に準ずる要素に同等の要素	
(人工的要素)		<ul style="list-style-type: none"> <li>天然落葉広葉樹林（民有地。生活環境保全林）</li> <li>倉庫、電柱等</li> </ul>	その他の要素に同等の要素	
指定地の周辺地域を構成する要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> <li>縄文時代後期後葉の遺跡： キウス1遺跡・キウス11遺跡・キウス12遺跡・中央目黒遺跡</li> <li>縄文時代（後期後葉は未確認）の遺跡： キウス2遺跡</li> </ul>		
	地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>馬追丘陵西麓段丘地形</li> <li>チャシ川、第十五号排水川（旧オルイカ川）と低地</li> </ul>		
	(自然的要素)	天然落葉広葉樹林（公有地。水源涵養林）		
	(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見学者用駐車場</li> <li>駐車場案内看板</li> <li>仮設トイレ</li> <li>「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産説明板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月～11月仮設</li> </ul>	
	(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林・天然林（民有地。木材等生産林ほか）</li> <li>農地（畑）</li> <li>住宅、倉庫、ビニールハウス、エントランス舗装、出入口看板、敷地柵等</li> <li>電柱、電線、水道管</li> <li>国道（337号同上）、市道（中央都線）（道路附属物を含む）</li> <li>南長沼甲幹線用水路</li> </ul>		

## イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

### (7) 遺構・遺物

- ・史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺構：竪穴住居跡・土坑墓・土坑・炉跡
- ・史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺物：土器・石器

### (4) 自然的要素

キウス周堤墓群は、縄文時代の遺構が年月を経過する中で腐植土や火山灰といった陸成堆積物に覆われているにもかかわらず、現地表面でその形をしっかりと視認することのできる非常に稀有な遺跡である。個々の周堤墓には人工的な改変がなかったことが確かめられており、現地表面にあらわれた起伏はこれら堆積土による遺構の形を直接反映した地勢・地貌であり、縄文墓地群の輪郭を遺しているものであるといえる。そのため、遺構を覆う地表面までの堆積土は、遺構の存在を覆い隠しているもの、あるいはそれを保護しているものとのいずれの評価も十分ではなく、今日の史跡（遺跡）景観の形成に大きく寄与しているものとして、積極的な位置づけを与えるべき存在となる。よって、今後の整備や発掘調査において堆積土の一部を改変・除去することは十分想定されるものの、この「被覆土」を「本質的価値を構成する要素に準ずる要素」として位置づけることが必要である。

- ・被覆土（遺構面から地表までを覆う堆積土：腐植土・樽前a降下軽石堆積物（元文4年（1739）樽前山噴出物）・樽前c降下火砕堆積物（縄文時代晩期樽前山噴出物））

## ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

### (7) 自然的要素（写真64）

- ・天然落葉広葉樹林（公有地。国有地未開墾の天然生の樹林、千歳市森林整備計画対象水源涵養林）

### (4) 史跡の保存活用を目的として、整備等によって付加された諸施設（写真65・66）

- ・史跡説明板（1基）
- ・遺構説明板（6基・4月～11月仮設）
- ・ウッドチップ舗装（L=360m）

### (5) 人工的要素（写真67～73）

- ・人工林（民有地。千歳市森林整備計画対象木材等生産林）
- ・天然落葉広葉樹林（民有地。千歳市森林整備計画対象保健・文化機能等維持林）
- ・住宅、倉庫、土橋（水路敷架設）、コンクリート土台、エントランス舗装等
- ・私道
- ・パークゴルフ場設備（看板、出入口柵）、指定林看板
- ・電柱、電線、水道管
- ・国道（337号（既存指定区間。道路幅員15.50m・2車線））（道路附属物を含む）

## (2) 史跡指定地外（保護を要する範囲・周辺地域）

### ア 保護を要する範囲を構成する要素

#### (7) 遺構（写真74・75）

- ・周堤墓（キウス7号周堤墓、11号周堤墓（北半部。史跡指定範囲外箇所））（2基確認）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（史跡指定範囲外箇所）

#### (4) 地形

- ・周堤墓等が立地する段丘地形

#### (5) 自然的要素

- ・被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）

(エ) 人工的要素

- ・天然落葉広葉樹林（私有地。千歳市森林整備計画対象生活環境保全林）
- ・倉庫、電柱等

イ 指定地の周辺地域を構成する要素

(7) 周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・縄文時代後期後葉の遺跡：キウス1遺跡・キウス11遺跡・キウス12遺跡・中央目黒遺跡
- ・縄文時代（後期後葉は未確認）の遺跡：キウス2遺跡

(イ) 地形

- ・馬追丘陵西麓段丘地形
- ・チャシ川、第十五号排水川（旧オルイカ川）と低地

(ウ) 自然的要素

- ・天然落葉広葉樹林（公有地。千歳市森林整備計画対象水源涵養林）

(エ) 史跡の保存活用を目的として、整備等によって付加された諸施設

- ・見学者用駐車場
- ・駐車場案内看板
- ・仮設トイレ（4月～11月仮設）
- ・世界文化遺産に我が国が推薦中の文化遺産「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan（北海道・北東北の縄文遺跡群）」の構成資産としての説明板

(オ) 人工的要素

- ・人工林（私有地。千歳市森林整備計画対象木材等生産林）
- ・天然落葉広葉樹林（私有地。千歳市森林整備計画対象生活環境保全林）
- ・農地（畑）
- ・住宅、倉庫、ビニールハウス、エントランス舗装、出入口看板、敷地柵等
- ・電柱、電線、水道管
- ・国道（337号（既存指定区間。道路部幅員15.50m・2車線））（道路附属物を含む）
- ・市道（中央都線（道路幅員11.50m・2車線））（道路附属物を含む）
- ・南長沼甲幹線用水路

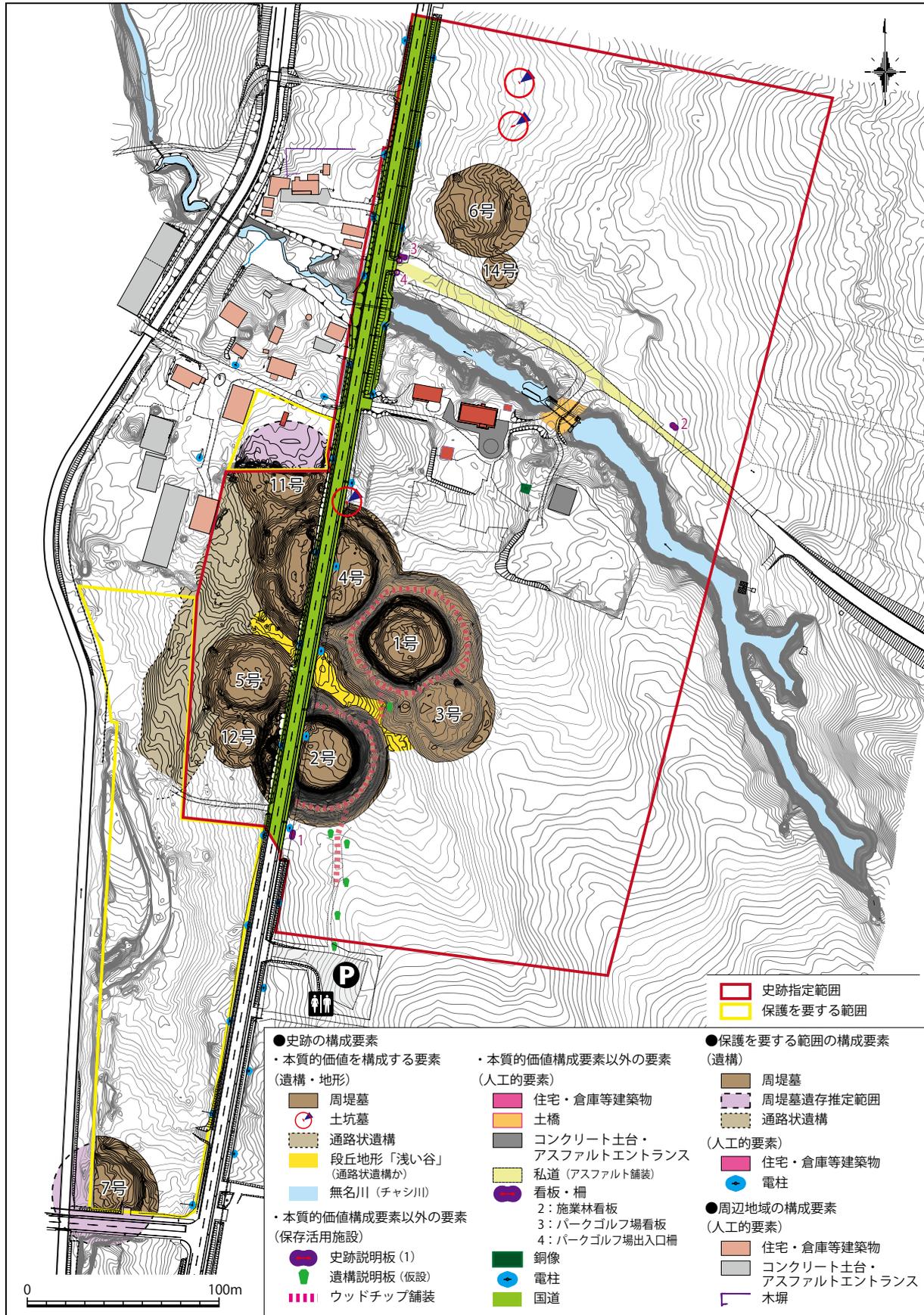


図29 史跡の構成要素分布図



写真52 キウス1号周堤墓（北西より）



写真53 キウス2号周堤墓（南より）



写真54 キウス3号周堤墓（南東より）



写真55 キウス4号周堤墓（北西より）



写真56 キウス5号周堤墓（北より）



写真57 キウス6号（左）・14号周堤墓（南西より）



写真58 キウス11号周堤墓（西より）



写真59 キウス12号周堤墓（北より）



写真60 通路状遺構（北より）



写真61 段丘「浅い谷」地形（通路状遺構か）（北西より）



写真62 無名川 (1) (国道から東方面(上流)を望む)



写真63 無名川 (2) (東側上流地点から土橋方面を望む)



写真64 落葉広葉樹林 (3号周堤墓付近) (南東より)



写真65 仮設遺構説明板 (2号周堤墓南側) (南より)



写真66 ウッドチップ舗装 (1号周堤墓周堤北西部付近) (北東より)



写真67 木材等生産林 (カラマツ林) 及び私道 (南東より)



写真68 木材等生産林「北海道林業技術伝承の森」看板(西より)



写真69 パークゴルフ場看板・私道出入口柵(6号周堤墓付近)(東より)



写真70 住宅・倉庫及びエントランス舗装(西より)



写真71 土橋(無名川架設)(南東より)



写真72 国道(1)(2号周堤墓南付近より北方面を望む)



写真73 国道(2)(4号周堤墓北付近より南方面を望む)



写真74 キウス7号周堤墓(南西より)



写真75 キウス11号周堤墓(北半部)(東より)



写真76 土器 (キウス1号周堤墓)



写真77 土偶・土器・石器 (キウス1号・2号周堤墓)



写真78 石棒 (キウス4号周堤墓外縁部土坑墓)



写真79 石皿・立石 (石柱) (キウス1号・2号周堤墓)